

京都市交通局職員給与規程の一部を改正する規程を公布する。

令和7年6月30日

京都市公営企業管理者

交通局長 北村 信幸

京都市交通局管理規程第3号

京都市交通局職員給与規程の一部を改正する規程

京都市交通局職員給与規程の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(給料表等) 第3条 (略) 2 (略) 3 (略) 4 前項の規定にかかわらず、定年前再任用短時間勤務職員の給料月額は、当該定年前再任用短時間勤務職員に適用される給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、当該定年前再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、当該定年前再任用短時間勤務職員の1週平均の正規の勤務時間数として別に定める時間数を38時間45分で除して得た数を乗じて得た額（当該額に、5円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、5円以上10円未満の端数を生じたときはこれを10円に繰り上げるものとする。）とする。	(給料表等) 第3条 (略) 2 (略) 3 (略) 4 前2項の規定にかかわらず、定年前再任用短時間勤務職員の給料月額は、当該定年前再任用短時間勤務職員の <u>勤務時間と常勤職員の勤務時間を考慮し、別に定める。</u>
(勤務1時間当たりの給与額) 第31条 勤務1時間当たりの給与額は、次の各号に定めるとおりとする。	(勤務1時間当たりの給与額) 第31条 勤務1時間当たりの給与額は、次の各号に定めるとおりとする。

<p>(1) (略)</p> <p>(2) 一般職員 給料月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を 156 (定年前再任用短時間勤務職員にあっては、156 に当該定年前再任用短時間勤務職員の 1 週平均の正規の勤務時間数として別に定める時間数を 38 時間 45 分で除して得た数を乗じて得た時間数 (その時間数に 1 時間未満の端数があるときは、これを切り捨てた時間数)) で除して得た額</p>	<p>(1) (略)</p> <p>(2) 一般職員 給料月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を <u>別に定める一月あたり平均所定労働時間</u> (以下、月の<u>所定労働時間</u>という。) で除して得た額</p>
<p>(給与の減額)</p> <p>第 32 条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>4 (略)</p> <p>5 定年前再任用短時間勤務職員以外の職員に係る病気休務の期間 (次条の表第 6 号の規定により承認を受けた期間を除く。) については、病気休務の時間 1 時間につき、給料の月額、扶養手当の月額、これらに対する地域手当の月額及び住居手当の月額の合計額 (以下「給与月額」という。) の 156 で除して得た額の 3 分の 1 に相当する額を減額する。ただし、当該期間が月の正規の勤務日の全部にわたる場合は、給与月額の 3 分の 1 に相当する額を減額する。</p> <p>6 (略)</p> <p>7 (略)</p>	<p>(給与の減額)</p> <p>第 32 条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>4 (略)</p> <p>5 定年前再任用短時間勤務職員以外の職員に係る病気休務の期間 (次条の表第 6 号の規定により承認を受けた期間を除く。) については、病気休務の時間 1 時間につき、給料の月額、扶養手当の月額、これらに対する地域手当の月額及び住居手当の月額の合計額 (以下「給与月額」という。) を<u>月の所定労働時間</u>で除して得た額の 3 分の 1 に相当する額を減額する。ただし、当該期間が月の正規の勤務日の全部にわたる場合は、給与月額の 3 分の 1 に相当する額を減額する。</p> <p>6 (略)</p> <p>7 (略)</p>

(給与の減額の特例)

第33条の2 第32条第1項本文の規定にかかるわらず、その月のその職員の正規の勤務時間が156（定年前再任用短時間勤務職員にあっては、156に当該定年前再任用短時間勤務職員の1週平均の正規の勤務時間数として別に定める時間数を38時間45分で除して得た数を乗じて得た時間数（その時間数に1時間未満の端数があるときは、これを切り捨てた時間数））を超える場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に掲げる額を減額する。

(1) (略)

(2) (略)

附則（令和5年3月31日京都市交通局管理規程第15号）

1～9 (略)

10 暫定再任用短時間勤務職員の給料月額は、当該暫定再任用短時間勤務職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される令和5年改正後の規程第3条に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、当該暫定再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、当該暫定再任用短時間勤務職員の1週平均の正規の勤務時間数として別に定める時間数を38時間

(給与の減額の特例)

第33条の2 第32条第1項本文の規定にかかるわらず、その月のその職員の正規の勤務時間が月の所定労働時間を超える場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に掲げる額を減額する。

(1) (略)

(2) (略)

附則（令和5年3月31日京都市交通局管理規程第15号）

1～9 (略)

10 暫定再任用短時間勤務職員の給料月額は、当該暫定再任用短時間勤務職員を定年前再任用短時間勤務職員とみなし、当該暫定再任用短時間勤務職員の勤務時間と常勤職員の勤務時間を考慮し、別に定める。

45 分で除して得た数を乗じて得た額とする。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

(施行期日)

この規程は、令和7年7月1日から施行する。

(交通局企画総務部職員課)